

行 動 計 画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標①： 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に2人以上取得すること。

女性職員・・・計画期間中の取得率を50%以上にする。

<対策>

- 平成27年4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした相談窓口の設置
- 平成28年4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施

目標②： 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

<対策>

- 平成27年4月～ 社員に対し、退職者の再雇用への積極的な取組みを周知
- 平成27年4月～ 求人の機会が発生した場合、退職者に対し多様な身分での再雇用を優先的に打診し優遇する

目標③： 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施

<対策>

- 平成27年4月～ 各部署毎に問題点の検討
- 平成27年6月～ ノー残業デーの実施（水・金曜日）
社内広報誌による社員への周知・タイムカード設置場所での周知

目標④： 若年者に対するインターンシップによる就業体験機会の提供、職業訓練の推進

<対策>

- 平成27年4月～ 実施しているインターンシップの参加人員について拡大することにより、より多くの就業体験の機会を提供する。
（航空事業・バス事業にて夏・冬・春休みに実施）